

船舶事故調査報告書

平成22年10月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年3月9日 18時00分ごろ
発生場所	熊本県三角港寺島北方沖の浅所 寺島灯台から真方位306° 420m付近（概位 北緯32° 35.82′ 東経130° 28.22′）
事故調査の経過	平成22年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 フ ユアン (カンボジア王国)、1,402トン 8622206 (IMO 番号)、WEALTH REACH SHIPPING COMPANY LIMITED 68.45m (Lr) × 11.60m × 7.00m、鋼 ディーゼル機関、956kW、1983年
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国） 男性 61歳 船長免状（中華人民共和国発給） 交付年月日 2007年5月28日 （2012年5月28日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、船首約4.2m、船尾約5.7mの喫水で、熊本県三角港内の寺島東方沖を約8ノットの速力で北進中、船長が、前方の東港岸壁に2隻の停泊船を視認し、東港岸壁南方の航行予定水域が狭められているものと思い、予定針路を変更して西に迂回し、寺島とエマチノ瀬灯浮標の間を航行することとした。 本船は、寺島灯台東方沖を通過したのち、針路を左に転じて航行中、平成22年3月9日18時00分ごろ寺島北方沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、総代理店等に連絡し、本船は、翌10日06時40分ごろ救援船により引き降ろされた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3 海象：潮汐 下げ潮中央期、潮高 約203cm、海面 平穏 三角港における日没時刻 18時21分
その他の事項	船長は、海上が時化していたことから、長崎県口之津港沖で避泊することとし、航行距離を短縮するため三角港経由の航海計画を立て、海図W170（八代海北部）に予定針路を記載していた。 船長は、三角港内を航行するのは初めてであった。 船長は、予定針路を変更するに当たり、海図により航行予定水域の水深の調査を行っていなかった。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、三角港内を北進中、船長が、前方に2隻の停泊船を視認し、航行予定水域が狭められているものと思い、予定針路を変更して航行し、寺島北方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、予定針路を変更するに当たり、海図により航行予定水域の水深の調査を行わなかったことから、変更後の予定針路上にある浅所の存在を知らなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、三角港内を北進中、予定針路を変更するに当たり、海図により航行予定水域の水深の調査を行わなかったため、変更後の予定針路上にある浅所の存在を知らずに航行し、寺島北方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	